

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

日足がめっきり短くなり、朝夕はひときわ冷え込むようになりましたね。

年の瀬も迫り、今年最後の税務イベントである年末調整の時期が近付いております。皆様にも生命保険料控除証明書などが届き始めている頃だと思えます。また、税務署から年末調整の資料の入った大きな封筒が届く頃でもありますので、ご不明点等ございましたら、当事務所までお問い合わせくださいませ。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～11月の税務カレンダー～

11/10

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/16

●所得税の予定納税額の減額申請

11/30

●所得税の予定納税額の納付(第2期分)

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人事業税・法人住民税>(半期分)

○個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府県の条例で定める日)



令和 2 年度地域別最低賃金

◆改定目安は示されず各地方審議会で決定

令和 2 年度地域別最低賃金改定額は中央最低賃金審議会で賃上げ額が目安は公表されず、下記のような答申にとどまりました。

「令和 2 年度の地域別最低賃金額は新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ引き上げの目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされ、各地方最低賃金審議会に一任されました。

それを受け各地の審議会で、小幅な改定又は据え置きで 10 月からの最低賃金額が決定されました。

◆月給の場合の最低賃金額の算出方法

月給の場合は年間の休日数を出して年間の労働日数を確定させます。例えば土日や祝日、夏季休業、年末年始の休日合計が 125 日の場合、 $365 - 125 \text{ 日} = 240 \text{ 日}$ が年間の労働日数です。1 か月の平均労働日数は $240 \div 12 \text{ か月} = 20 \text{ 日}$ となります。1 日 8 時間勤務なら 1 か月の平均労働時間は $20 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 160 \text{ 時間}$ となります。月給を 160 時間で割り算すれば時間単価が出ます。同じ月給額でも事業所の所在地が東京都の場合は単価が高いので最賃割れで違法でも、地方では大丈夫というケースがあるわけです。

令和 2 年度の改定額は以下の通りです。

据え置き

東京 1013 円 大阪 964 円 京都 909 円 静岡 885 円 広島 871 円 山口 829 円 北海道 861 円

1 円改定

宮城 825 円 栃木 854 円 神奈川 1012 円 新潟 831 円 富山 849 円 石川 833 円 福井 830 円 山梨 838 円 長野 849 円 岐阜 852 円 愛知 927 円 三重 874 円 兵庫 900 円 奈良 838 円 和歌山 831 円 岡山 834 円 福岡 842 円

2 円改定

秋田 792 円 福島 800 円 茨城 851 円 群馬 837 円 埼玉 928 円 千葉 925 円 滋賀 868 円 鳥取 792 円 島根 792 円 香川 820 円 高知 792 円 佐賀 792 円 大分 792 円 沖縄 792 円

3 円改定

青森 793 円 岩手 793 円 山形 793 円 愛媛 793 円 徳島 796 円 長崎 793 円 熊本 793 円 宮崎 793 円 鹿児島 793 円